

社保庁廃止は政府が行ったもの 首切り回避は政府に重大な責任がある！

9月19日 京都裁判の第4回口頭弁論が開かれる

5月28日の第3回口頭弁論から3ヵ月半。9月19日に大阪地裁で開かれた京都15名の第4回口頭弁論は、47名の傍聴参加で40席の法廷は満席でした。次回第5回口頭弁論は、11月26日11時からとなりました。

行革推進法に基づく府省横断的な職員の配置転換を

行わなかった政府の不作为を断罪！

原告側は、準備書面において以下のような主張を行いました。

2006年（平成18年）6月2日に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行革推進法）は、国家公務員の純減、ならびにそれに伴う府省横断的な配置転換について必要な措置を講ずるものとし、国の事務及び事業の効率化にともなう定員の改廃により対象職員の異動を円滑に行うため雇用調整本部を設置し、府省横断的な配置転換および職員の研修を行うことが規定されています。

社会保険庁の合理化・人員削減計画は、「2005年12月に正規職員17365人を年金運営組織・本省・政管健保の運営組織に移管することにより5年間で1500人を削減する」ことを決定していました。しかし、2008年7月の「日本年金機構の当面の事業運営に関する基本計画」の閣議決定により正規職員10880人としたこと、内1000人を民間採用としたことにより、さらに2000人以上の削減が行われることとなりました。



行革推進法で策定した削減計画をさらに深掘りした日本年金機構の正規職員数に対し、社保庁職員の雇用を保証するためには、雇用調整本部を通じて配置転換することが必要でした。2007年度から始

まった雇用調整本部による配置転換者数は、2010年度までに農林省職員等の2588

名となりました。2008年の閣議決定時に、数百名にのぼる行き先が決まらない可能性がある職員の雇用を確保するため、政府は、国公法の平等取扱原則に照らして雇用調整本部と同等の措置を行うことが不可欠でした。今回の書面では、「日本年金機構法とそれによる機構の設立が、行革推進法の枠組みから外れるという被告の主張は意図的な法解釈の誤りであり、社会保険庁解体に伴う分限免職処分について、配置転換を実施しないための悪質な脱法行為に他ならない」と断罪しました。

第1・第2準備書面での外れの主張を繰り返す被告国側

国側の被告第2準備書面は、原告が国側答弁書に対して反論を行った原告準備書面「答弁書の原告個人ごとの各論に対する反論」に対する再反論ですが、答弁書の内容を繰り返しているに過ぎません。

被告第1準備書面の国側の主張は、「分限免職処分は、社会保険庁という官制の改廃により、廃職となったことにより行われたもの。過員を生じた場合にはあたらない。裁量権の逸脱・濫用の判断も、各任命権者（社保庁長官・事務局長）が合理的な範囲での分限免職回避努力を怠った場合に限られる」、「任命権者の権限の及ばない事項である（政府・厚労省の）『一連の活動経過』が、処分の裁量権の逸脱・濫用を基礎付けるとの原告らの主張には理由がない」、「分限免職回避努力の主体は、裁量権の主体である任命権者であり、政府全体がその主体となる旨の原告らの主張は理由がない」などとしています。

これらの主張は、社保庁廃止による分限免職処分を実行するにあたって、法律の決定権限や分限免職回避の企画・実行においてなんら権限のない任命権者（社保庁長官や地方社会保険事務局長という末端職制）に責任を押し付けるものであり、年金記録問題における政府や官僚の責任を末端の社保庁職員にすり替えたやり方と同じです。前自民党政権、現民主党政権が行った社保庁廃止・分限免職処分が法的にも事務的にもあまりにずさんなもので、正々堂々と主張できるものがないことの現われです。

9月19日180名の参加で不当解雇撤回京都支援共闘会議が発足

裁判終了後の夜、京都で全厚生不当処分撤回闘争を励ます会第4回総会を開催し、名称を全厚生不当解雇撤回京都支援共闘会議に変更して再結成し、運動と体制をさらに強化していくことを確認しました。ラポール京都のホールで開催された結成総会には180名が参加し、京都闘争団の合唱構成が参加者に感動と共感を呼びました。開会のあいさつで京都総評の梶川事務局長（写真右）は、「財界が狙う解雇自由な社会は作らせない。整理解雇が吹き荒れる日本を、働くルールが守られていく国に変えていくたたかいが始まっている。また、年金改悪反対のたたかいに奮闘してきた全厚生組合員を職場に戻し、安心して暮らせる年金を実現していくたたかいでもある。支援共闘会議の結成により、京都の労働者のたた



かいとして社保庁不当解雇撤回闘争勝利に向け団結して頑張りましょう」とたたかひの意義を強調しました。総会では、農協労連で不当解雇とたたかう仲間、JAL 争議団、京建労のアスベスト争議団から激励と連帯のあいさつを受けました。全厚生 OB は、人事院あて20万署名を達成し世論を変えていこうと力強く激励しました。集会後にさっそく支援共闘会議への参加申し込みがあり、現在56団体、265個人に広がっています。



支援共闘結成総会で団結ガンバローをする参加者

香川で第4回の口頭弁論が開かれる

高松高裁第1号法廷にて香川分限免職処分取消訴訟の第4回口頭弁論が10月1日に開かれました。原告側が準備書面2を提出し、萩田弁護士が「誰が分限回避努力を負うのか」について意見陳述しました。

萩田弁護士は、公務員の身分保障は憲法上の要請であり、公務の安定的な運用という国民全体の利益に立脚した観点からの要請でもあり、社保庁の解体・職員の分限免職の方針は、地方の社会保険事務局長が全く手の届かないところで決定されており、実質的権限を有する者が責任も負うべきであり、分限免職回避努力の主体は国であると主張しました。また、これまでも国に分限免職回避努力義務があることを認める言動（国鉄解体時の対応、行革推進法による配置転換、独法化等の際の雇用継承など）があったことや、当時の長妻厚労大臣の発言などを具体的に示しました。

さらに、社保庁での地位（任命権者の違い）によって分限免職回避の対応に差が生じる不公平な事態がおけると指摘し、当時の社保庁長官は「厚労省の枠を使ってスウェーデン大使」との報道がなされ、原告（綾さん）の上司であった香川社会保険事務局次長は「四電工基金の常務理事（事実上の天下り）」に就任していることなどを事実で示しました。

今後は、12月21日に進行協議を行い、来年1月28日午後2時から第5回口頭弁論を開くこととなりました。

（文責 四国社保支部 森）

事務局

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都地下

京都国気付 ☎:075-801-7875 FAX:075-801-7876（共に京都国公）

[mail:zenkousei-tousoudan@xug.biglobe.ne.jp](mailto:zenkousei-tousoudan@xug.biglobe.ne.jp)（全厚生闘争団メールアドレス）

http://www.geocities.jp/zks_sasaerukai/index.html（全厚生闘争団を支える会ホームページ）